

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）
- b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）
- c. 専門人材マッチング
- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）
- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様と連携し、共に成長していくため、以下の取り組みを行います。

（1）生産性向上や品質向上に向けた連携

- 金属製品製造・溶接に関する技術的な相談や改善提案に応じ、取引先の生産効率・品質向上に協力します。
- 必要に応じて加工方法・材料特性に関する情報を共有し、双方にとってより良い製品づくりに努めます。

（2）働き方改革への協力

- 適切な納期調整を行い、取引先の長時間労働の抑制や生産計画の安定に配慮します。
- 無理な発注変更や急な仕様変更が発生しないよう、事前の情報共有を徹底します。

（3）災害時等における事業継続への配慮（BCP）

- 災害時のリスクに備え、可能な範囲で部材や工程に関する代替対応を検討し、取引先の事業継続を支援します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

- 不当な値下げや買ったときは行わず、原材料費・エネルギー費などの変動がある場合には、取引先と協議のうえ適切な価格に見直します。
- 仕様変更や追加工が発生した場合は、事前に内容を確認し、適切な価格を協議のうえ決定します。

②型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

- 治具・型などが必要な場合、取引先に不当な負担を求めず、費用負担の在り方について事前に協議します。
- 原材料の急激な高騰などがあった場合は、価格転嫁に関する協議を誠実にを行います。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

- 取引先への代金支払は遅延なく行い、手形ではなく、可能な限り現金振込にて適切な期限で支払います。
- 不利な支払条件を一方的に押し付けることはしません。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

- 短納期・急な仕様変更の依頼は極力避け、やむを得ず発生する際はできる限り早期に共有します。
- 取引先の長時間労働を避けるため、納期設定や発注量についても配慮します。

3. その他（任意記載）

情報共有の促進

- ・取引先との円滑なコミュニケーションを図るため、製品仕様・図面・工程情報など必要な情報を適切に共有し、誤解や手戻りが起きないように努めます。

安全・品質向上への取り組み

- ・金属加工・溶接の品質向上のため、安全対策や品質基準に関する情報を取引先と共有し、双方の品質向上に貢献します。

地域経済への貢献

- ・地域の製造業全体の発展に寄与するため、可能な範囲で地元企業との協力関係を築き、地域産業の活性化に努めます。

2025 年 11 月 26 日

株式会社 木村工業所

企 業 名

代表取締役 木村 浩

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。